

## 税制改革の国際的潮流と抜本的税制改革のあり方

21世紀政策研究所 研究主幹

森信茂樹（中央大学法科大学院教授）

秋口から、抜本的税制改革の議論が開始する予定であるが、その際には、世界の税制改革の新たな潮流を踏まえつつ議論することが重要である。そこで、本研究では、まず世界の税制改革の新潮流を概括すると共に、わが国税制改革に参考となる点を整理しつつ、抜本的税制改革の姿を描いてみることにしたい。

国際競争の激化、経済・金融活動のグローバル化のもとで、人口の高齢化、少子化が進展し、高齢化のための費用をどうまかなうかは先進国共通の悩みとなっている。しかし、税負担の安易な増加は、人や資本、さらには所得そのものの逃避をもたらし、経済を阻害する。そこで、税制の中身を経済成長指向型にする必要が生じ、「公平性」より「効率性」を重視する税制改革が志向され始めた。

要約すると、課税ベースを広げつつ個人・法人所得税の引下げ、金融所得の一元化と税率の引下げ、消費税の引き上げ、の3つである。その結果 OECD 諸国では、個人・法人所得課税の比重が低下し、消費課税の比重が拡大している。

具体的例としては、二元的所得税（北欧）、ボックス課税（オランダ）、ドイツ税制改革、ロシア・東欧の税制改革、米国の税制改革議論等があり、わが国の税制改革も、これらと整合性の取れた思想に立つものが必要である。

わが国の税制改革議論においては、そのような世界の潮流を踏まえつつ、「望ましい税制改革」と「政府の規模（サイズ）」の話を「分けて」かつ「同時に」議論すべきである。その際の「望ましい税制改革」の目標は、「経済の活性化」と「格差・少子化対策」とし、「政府の規模」の議論は、歳出・歳入一体改革の歳出削減の具体的メニューと選択肢を示し、「安心社会建設のための税制改革」を目指す。秋から議論される抜本的税制改革では、各税目ごとに改正の「方向」と「時間軸」を明記すべきであろう。

税目ごとの検討の方向を述べれば次の通りである。所得税分野では、格差問題にこたえる所得税改革の在り方、法人税分野では、国際競争のもとでの、わが国所得の海外への移転ということ踏まえた引き下げ議論の進め方を検討する。また、消費税分野では、歳出・歳入一体改革を進めていく上で、歳出削減の具体的内容と税負担の増加の「選択肢」を示して議論し、財政再建のためというより社会保障の充実のための税制改革を探るとともに、消費税の税制としてのメリット（貯蓄・資本に負荷をかけない効率的な税制）を強調していくことにしたい。